

大川における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について

一関市を流れる大川における水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）の類型を、A類型に指定することについて諮問するものです。

類型指定案

水域	範囲	類型	達成期間	環境基準点
大川	大川本流で宮城県に属する部分を除いたもの	生物 A	直ちに達成	宮城県境

1 大川の水生物保全環境基準に係る類型指定について

大川は、岩手県と宮城県にまたがる河川である。県際水域は、原則として関係する都道府県と同一の日付で類型指定を行うこととされており（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）、今年度、宮城県の準備が整ったことから、両県で同時に類型指定を行うもの。

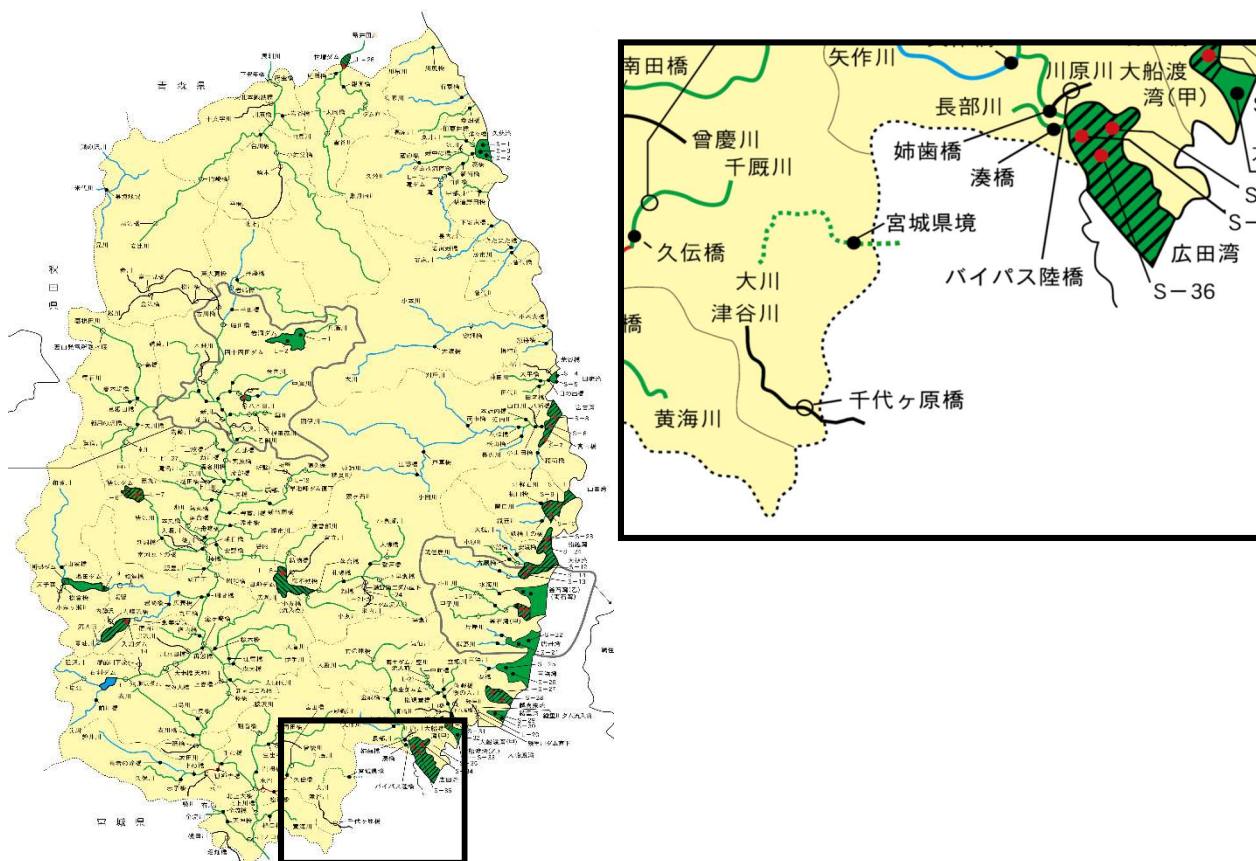
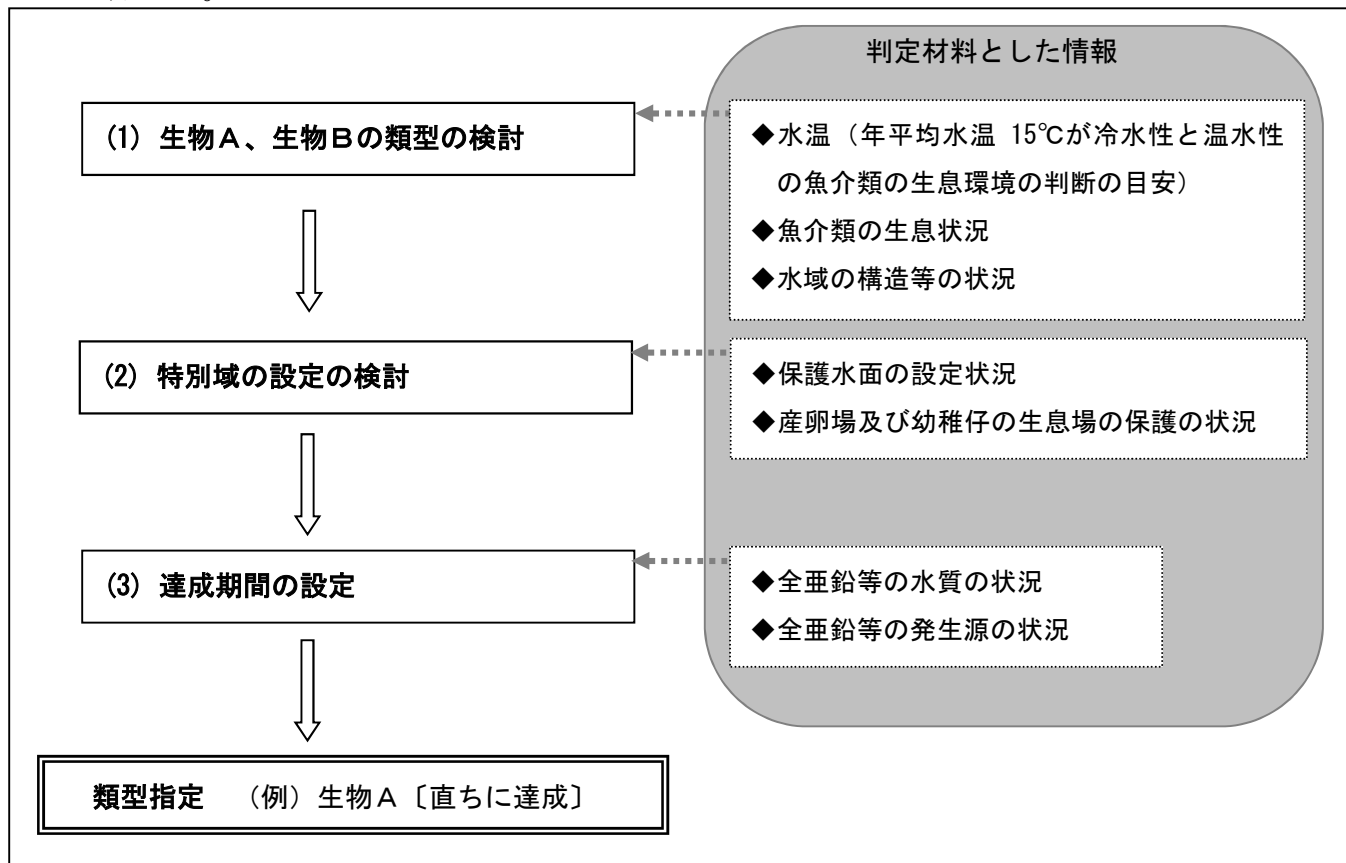


図 1 大川の位置図

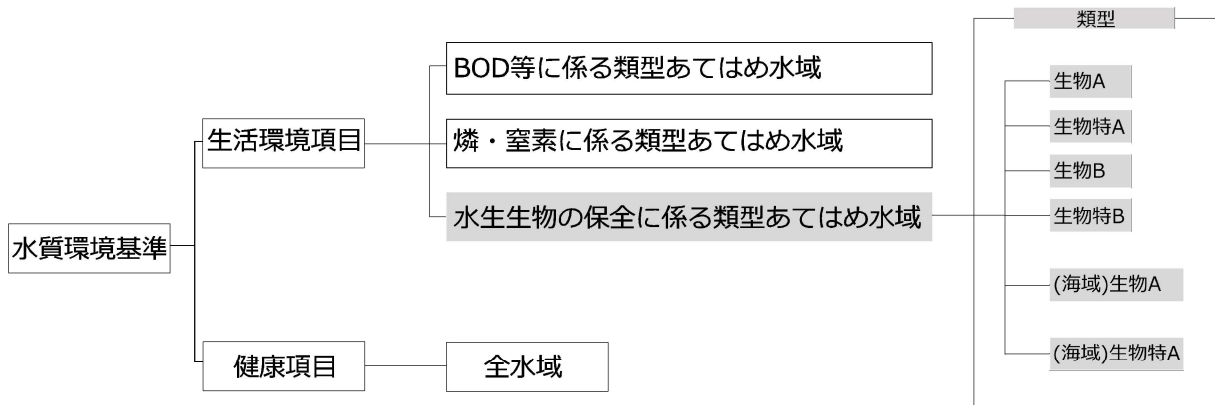
2 類型指定の手順

類型指定を行うに当たっては、図2に示す手順で検討を行った。

また、検討に際しては、必要な情報を収集・整理するため、類型指定に係る調査を行った。



【参考 1】水生生物保全環境基準に係る類型



【参考 2】水生生物保全環境基準の概要

水域類型	水生生物の生息状況への適応性
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
(海域)生物A	水生生物の生息する水域
(海域)生物特A	(海域)生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域